

障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する板橋区の対応方針

(平成28年3月31日区長決定)

(目的)

第1条 この方針は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。）及び障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する板橋区職員対応規程（平成28年板橋区訓令第13号。以下「規程」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この方針で使用する用語は、規程で使用する用語の例による。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第3条 規程第4条の不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障がい者を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障がい者でない者より不利に扱うこと（サービス等の提供を拒否する又は提供に当たって場所、時間帯等を制限する、障がい者でない者に対しては付さない条件を付けること等をいう。）をいう。

- 2 前項の正当な理由に相当するのは、障がい者に対して、障がいを理由として、サービス等の提供を拒否する等の取扱いが、客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。この場合において正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、障がい者、第三者の権利利益（安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等をいう。）及びその事務又は事業の目的、内容、機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的及び客観的に判断するものとする。
- 3 正当な理由があると判断した場合には、障がい者にその理由を説明し、理解を得るよう努めるものとする。

(合理的配慮の提供)

第4条 合理的配慮は、区の事務又は事業の目的、内容及び機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障がい者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること又は事務若しくは事業の目的、内容及び機能の本質的な変更には及ばないことに留意するものとする。

- 2 合理的配慮の提供に当たって負担が過重であるかどうかは、個別の事案ごとに、次に掲げる要素等を考慮し、具体的場面、状況等に応じ、総合的・客観的に判断するものとする。
 - (1) 事務又は事業の目的、内容及び機能の維持に係る影響の程度
 - (2) 物理的及び技術的制約並びに人的及び体制上の制約による実現可能性の程度
 - (3) 費用及び負担の程度

- 3 負担が過重であると判断した場合には、障がい者にその理由を説明し、理解を得るよう努めるものとする。

(相談体制の整備)

第5条 障がいを理由とする差別に関する障がい者等からの相談等に的確に対応するため、相談窓口を福祉部障がいサービス課に置く。ただし、区立学校及び区立幼稚園に係る相談窓口は、教育委員会事務局教育総務課に置く。

- 2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールその他障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。
- 3 相談窓口に寄せられた相談等は、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、より良い対応のため活用することとする。

(研修及び啓発)

第6条 障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修及び啓発を行うものとする。

- 2 新たに職員となった者に対しては、障がいを理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、また、新たに監督者となった職員に対しては、障がいを理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために、それぞれ、研修を実施するものとする。
- 3 職員に対し、障がいの特性を理解させるとともに、障がい者に適切に対応するため、別に定める板橋区障害者差別解消法ハンドブック等の活用により、意識の啓発を図るものとする。

付 則

この方針は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この方針は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この方針は、令和6年4月1日から施行する。